

令和8年度 第8回 県有林林産物 一般競争入札

公 売 公 告 並 び に 明 細 表

令和8年11月1日

公 売 公 告

第8回 県有林林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課にお尋ねください。

1 売払物件の番号および所在地
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時
＊受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和8年11月16日(月)	韭崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎4階 401会議室	中北 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和8年11月18日(水)	都留市田原 2-13-43 南都留合同庁舎 4階大会議室	富士・東部 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和8年11月19日(木)	西八代郡市川三郷町 高田 111-1 西八代合同庁舎 2階大会議室	峡南 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0551-23-3092

富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815

峡南林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 055-240-4187

5 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(70-3)」及び「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者としします。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を除きます。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2号適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

7 入札

消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4号又は第5号適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

9 契約締結期限

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

11 代金延納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵便入札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代理入札

この場合委任状を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再入札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵守事項

入札者は、別途掲載する契約書案の内容を了承するとともに、山梨県恩賜県有財産管理条例及び同施行規則並びに入札条件を遵守してください。

16 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

17 入札結果の公表

入札の透明性の確保及び流通の促進を図るため、入札結果を山梨県ホームページに公表します。

公表内容には、物件情報のほか、落札金額（不落の場合は最高入札価格）、落札者名が含まれます。

18 そ の 他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

入 札 条 件

1. 入札参加資格の確認

- (1) 一般競争入札参加者は、入札しようとする各林務環境事務所(以下「当該林務環境事務所」という。)の受付にて受付表に商号又は名称、氏名を記載し、確認を受けてください。
- (2) 代理人が入札しようとするときは、委任状を当該林務環境事務所の受付に提出してください。
- (3) 同一人が2人以上の代理人になること、及び他の入札者の代理人になることはできません。

2. 公告物件の熟覧

入札参加者は、公告物件の明細書及び現場を熟覧の上、入札してください。

3. 入札方法

入札は次の事項に注意し、間違いのないようにしてください。

- (1) 入札参加者は、所定の様式により、公告番号ごとに入札金額、公売番号、所在地又は住所、商号又は名称、代表者名、入札年月日、宛名を記載し捺印してください。
- (2) インク、ボールペン、マジックペン等を用い、鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。また、金額の表示はアラビア数字(1, 2, 3...)を用いてください。
- (3) 入札書を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押印してください。
- (4) 入札書は当該林務環境事務所が備えた入札箱に投函してください。
- (5) 投函した入札書の引換、変更、または取り消しは出来ません。
- (6) 「無効入札」の各項目に注意してください。

4. 郵便入札

公告で郵便入札を認めている場合は、次の要領で郵送してください。

- (1) 入札書を封入し、封筒の表に「立木入札書在中」と明記してください。
- (2) 公売公告で指定した場所及び日時までに必ず到着するよう書留郵便で郵送してください。

5. 無効入札

次の各号に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書の金額、氏名、印鑑、公告番号、または重要な文字の誤脱によって必要な事項を確認し難いとき。
- (3) 入札金額を訂正した場合、その箇所に訂正印のないとき。
- (4) 郵便入札書が定められた日時までに当該林務環境事務所に到達しなかったとき。また「郵便入札」で示された方法によらず郵便入札と認められないとき。
- (5) 同一物件に対し、一人で2通以上の入札をしたとき。
- (6) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (7) 入札条件に違反したとき。

6. 落札者の決定

- (1) 当該物件について、当該林務環境事務所長が定めた予定価格以上の最高価格の

入札をした者を落札者とします。

- (2) 落札となるべき同金額の入札者が2名以上あるときは、くじによって落札者を定めま
す。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当
該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

また、同金額の入札者のうち1名が棄権を申し出、当該林務環境事務所長が認めた
場合は、同金額の入札者を落札とします。

7. 入札の中止と落札の取消し

入札者が連合し、または連合する恐れがあり、その他入札を公正に行うことが出来ないと認
めたときはその入札を中止します。また、落札決定後、落札者に不正行為があったことが判明
したときは落札を取消します。

8. 契約の締結

- (1) 入札及び契約は、公売物件を所管する林務環境事務所長が行います。
- (2) 契約の締結は、落札決定の通知を受けた日から7日以内とします。
- (3) 契約は、契約担当者と買受者の双方が契約書に記名捺印したときに成立します。
- (4) 落札金額及び契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額(当
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

9. その他

入札及び契約に関する不明な点は当該林務環境事務所長にお問い合わせください。

別記

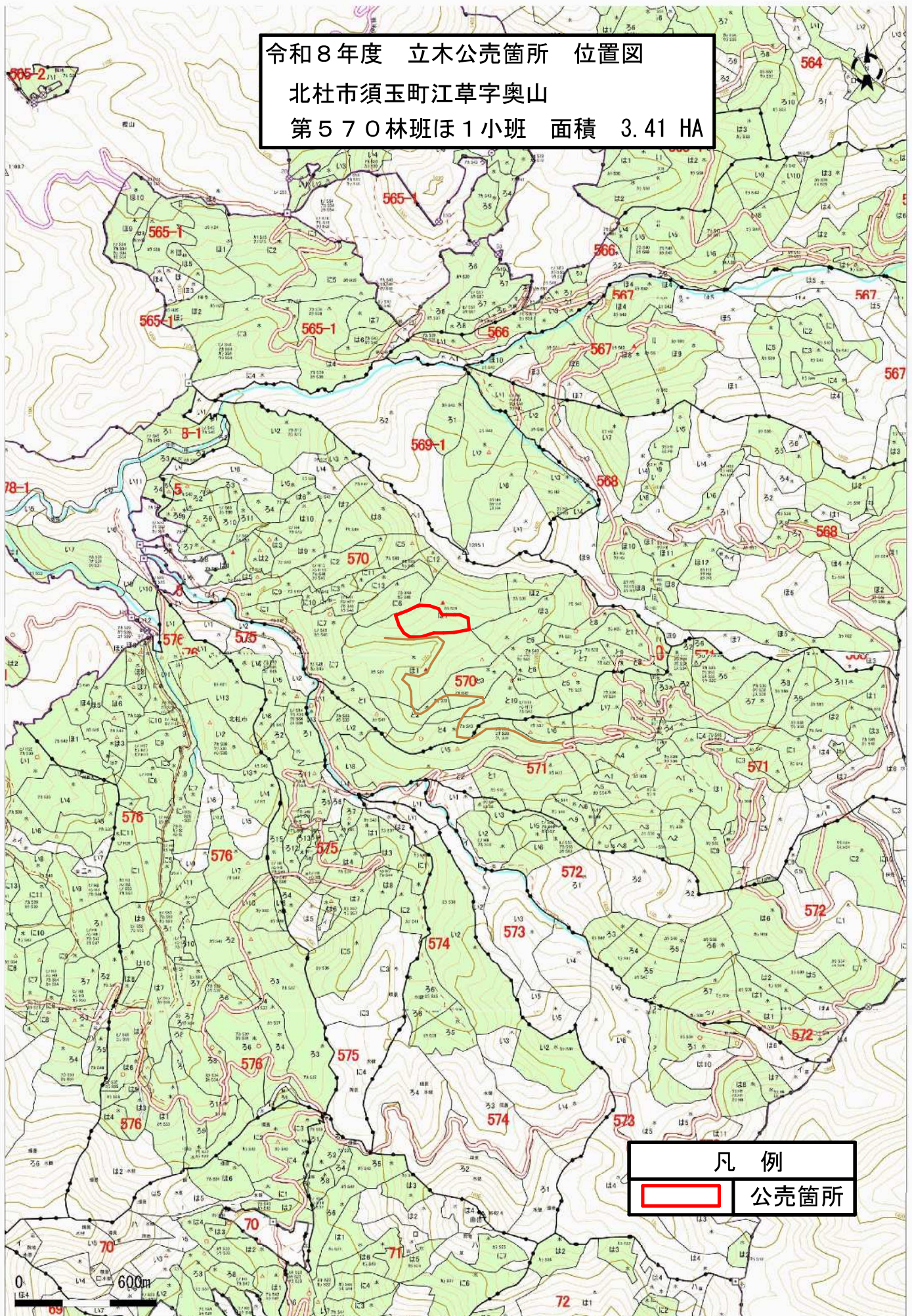
代 金 延 納 要 領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内 ただし1,000m ³ 以上を売り払うときは8箇月以内	①利付国債 ②その他政府の保証のある債券 ③銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	年利 2.50% (違約金) 年利 14.60%
素材	1件の売払代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

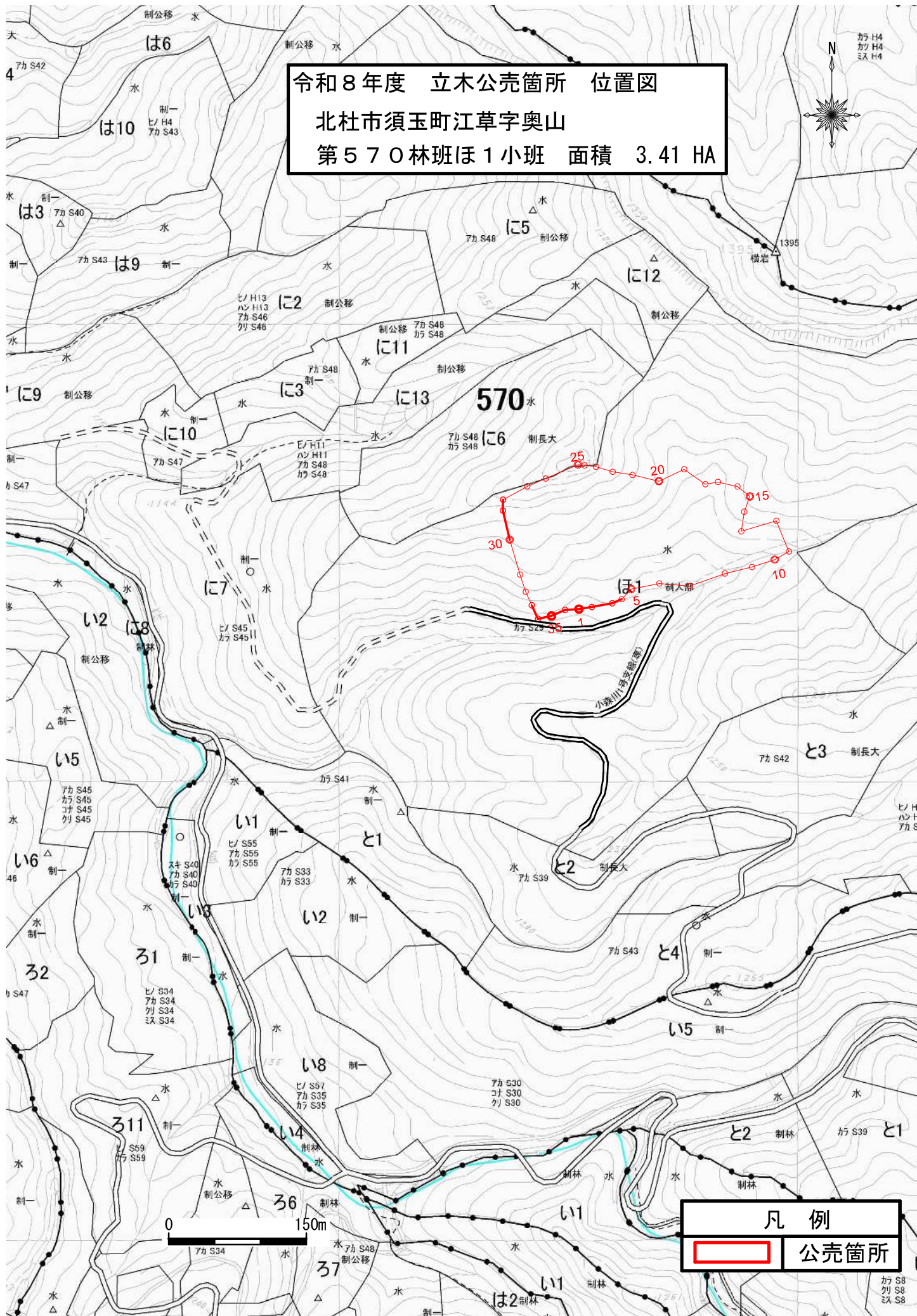
第8回 (11月分) 販 売 物 件 明 細 書 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	小 林 班 班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m3)	搬出期間 備 考
中北	112	北杜市 須玉町江草 奥山	570 ほ1	3.41	からまつ	用材	12～28	580	332.48	<p>搬出期間 15ヶ月 部分林</p> <p>水源かん養保安林</p> <p>72年生人工林</p> <p>(公売条件)</p> <p>1伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。</p> <p>2集材路を作設する場合や、土場・集材機等を設置又は利用する場合は、関係法令及び関係機関並びに関係者（以下「関係機関等」という。）の指示又は協議に基づき、必要な申請を行い、許可を得た後に実施すること。</p> <p>3既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関等の指示又は協議に基づき、必要な申請を行い、許可を得た後に使用すること。</p> <p>4集材路、土場、集材線及び集材機の設置場所、枝条及び残材の処理方法については、事前に林務環境事務所の承認を受けること。</p>
						〃	30～54	1,091	1,271.59	
					からまつ小計			1,671	1,604.07	
					くり	用材	22～54	34	19.78	
								34	19.78	
					用材計			1,705	1,623.85	
					小径木（針）	チップ等		102	38.19	
					小径木（広）	チップ等		512	36.49	
					小径木計			614	74.68	
合計				3.41				2,319	1,698.53	(調査方法)
						(N枝条)			(134.06)	樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。
						(L枝条)			(7.82)	
						(枝条計)			(141.88)	

令和8年度 立木公売箇所 位置図
北杜市須玉町江草字奥山
第570林班ほ1小班 面積 3.41 HA



令和 8 年度 立木公売箇所 位置図
北杜市須玉町江草字奥山
第 5 7 0 林班ほ 1 小班 面積 3.41 HA



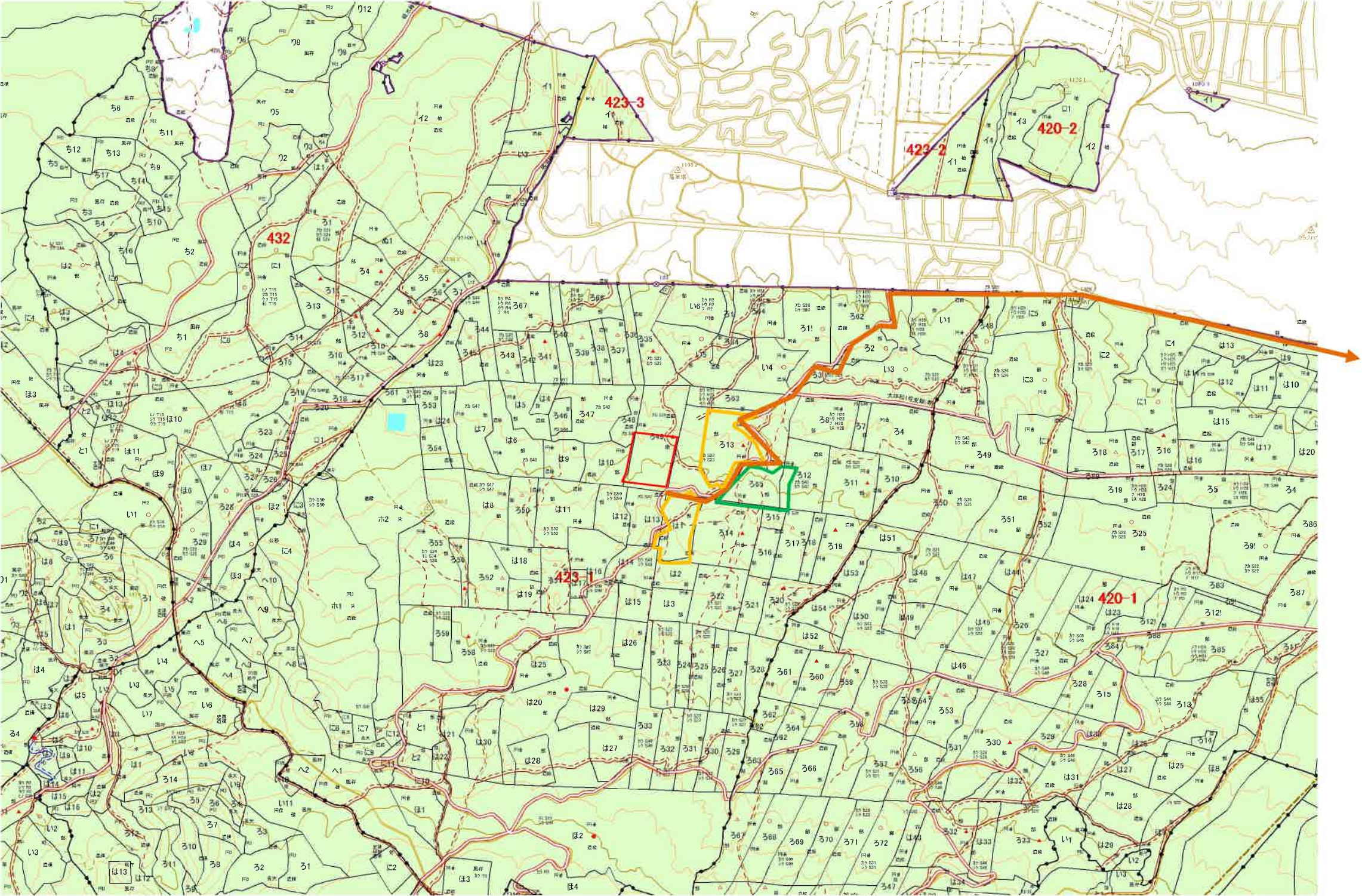
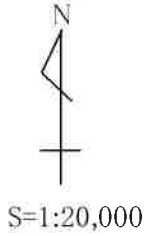
凡 例
公売箇所

第8回 (11月分) 販 売 物 件 明 細 書 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間 備 考
富士・ 東部	406	南都留郡 鳴沢村 富士山	423-1 ろ49	4.43	あかまつ	用材	12～28	310	175.87	搬出期間 16ヶ月 部分林 普通林 国立公園普通地域 66年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、 伐採法面の崩落防止、表 土の流出防止等、林地保 全に十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ずること。 2 集材路を作設する場合 や、土場・集材機等を設 置又は利用する場合は、 関係法令及び関係機関 並びに関係者(以下「関 係機関等」という。)の指 示又は協議に基づき、必 要な申請等を行い、許可 等を得た後に実施すること。 3 既設林道、作業道等 を使用する場合は、関係機 関等の指示又は協議に 基づき、必要な申請等 を行い、許可等を得た後 に使用すること。 4 集材路、土場、集材線 及び集材機の設置場所、 枝条及び残材の処理方 法について、事前に林務 環境事務所承認を受け ること。
							30～54	1,240	1,438.86	
						小計		1,550	1,614.73	
					からまつ	用材	30～54	89	101.89	
						小計		89	101.89	
					用材計			1,639	1,716.62	
					小径木(針)	チップ等		532	276.88	
					小径木(広)	チップ等		930	34.55	
					小径木計			1,462	311.43	
合計				4.43				3,101	2,028.05	
					(N枝条)				(259.59)	(調査方法) 樹種、材積の調査方法 は、標準地調査法による。
					(L枝条)				(5.53)	
					(枝条計)				(265.12)	

令和8年度 立木公売箇所位置図

山梨県 南都留郡鳴沢村 大字鳴沢 字富士山 恩賜県有財産 第423-1林班ろ49小班内



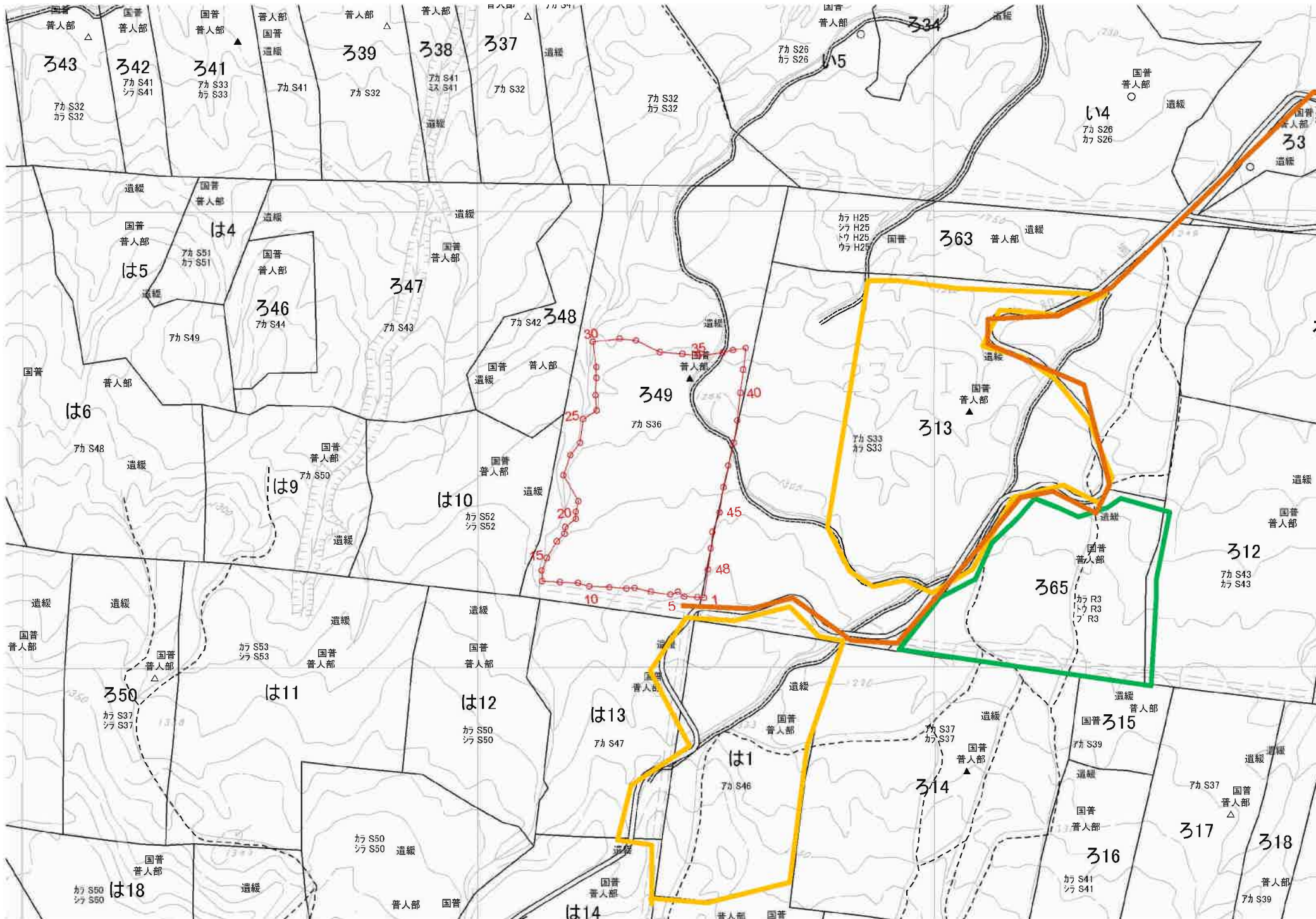
凡 例	
	立木公売箇所
	既往処分箇所
	既往造林箇所
	運搬経路

令和8年度 立木公売箇所位置図

山梨県 南都留郡鳴沢村 大字鳴沢 字富士山 恩賜県有財産 第423-1林班㊿49小班内

富士・東部事業区 実測面積

4.43 ha



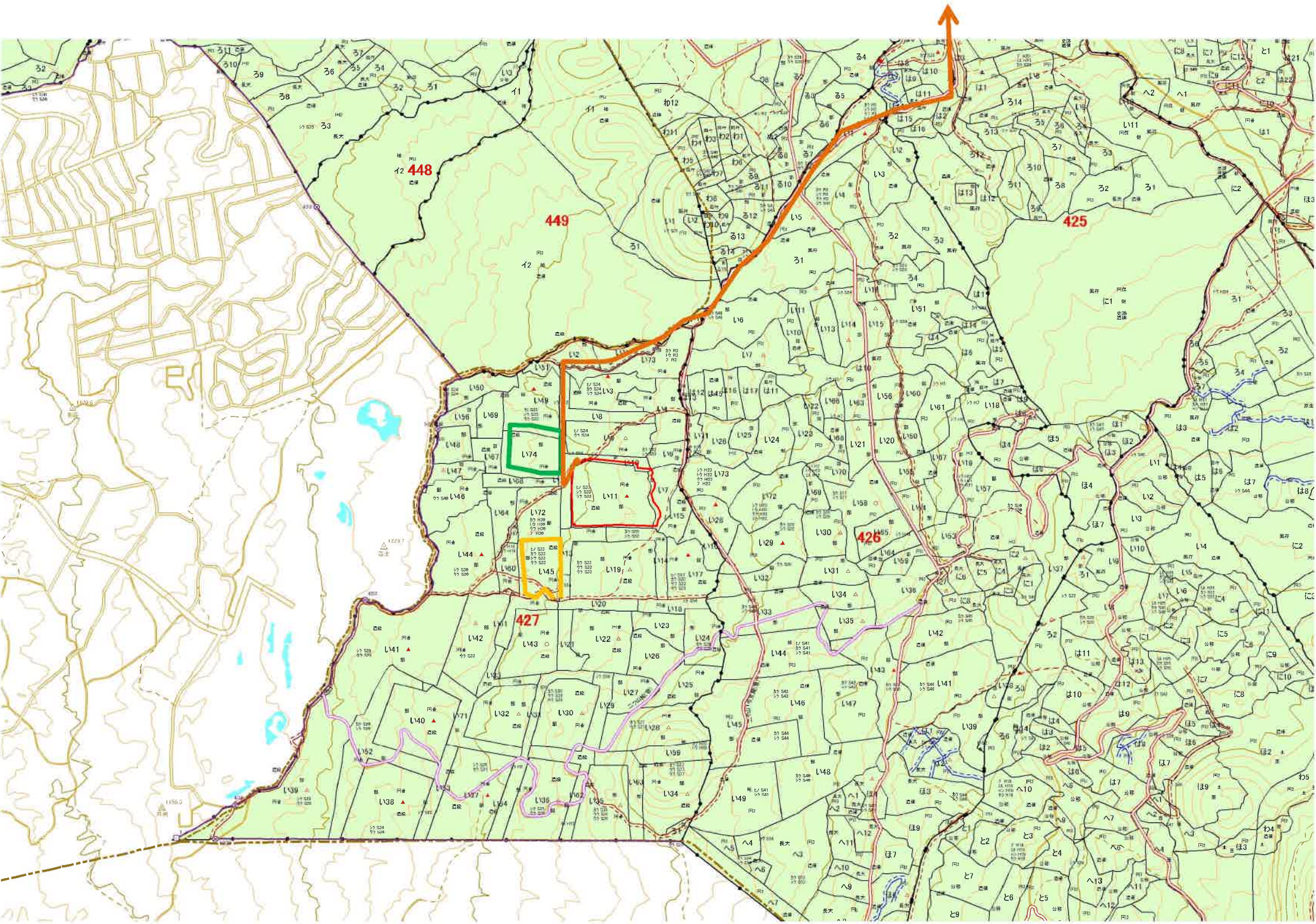
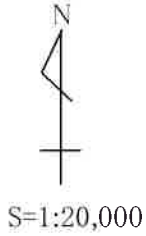
凡 例	
	立木公壳箇所
	既往処分箇所
	既往造林箇所
	運搬経路

第8回 (11月分) 販 売 物 件 明 細 書 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間 備 考
富士・ 東部	407	南都留郡 鳴沢村 富士山	427 い11	9.24	ひのき	用材	22～28	74	29.44	搬出期間 21ヶ月 部分林 普通林 国立公園普通地域 69年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、 伐採法面の崩落防止、表 土の流出防止等、林地保 全に十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ずること。 2 集材路を作設する場合 や、土場・集材機等を設 置又は利用する場合は、 関係法令及び関係機関 並びに関係者(以下「関 係機関等」という。)の指 示又は協議に基づき、必 要な申請等を行い、許可 等を得た後に実施すること。 3 既設林道、作業道等 を使用する場合は、関係機 関等の指示又は協議に 基づき、必要な申請等 を行い、許可等を得た後 に使用すること。 4 集材路、土場、集材線 及び集材機の設置場所、 枝条及び残材の処理方 法について、事前に林務 環境事務所承認を受け ること。
							30～54	127	107.69	
						小計		201	137.13	
					からまつ	用材	12～28	37	20.61	
							30～54	255	313.65	
						小計		292	334.26	
					もみ	用材	30～54	17	23.93	
							小計		17	
					しらべ	用材	12～28	368	148.67	
							30～54	1,923	2,946.66	
							56～	91	247.54	
						小計		2,382	3,342.87	
					みずき類	用材	22～54	37	9.57	
							小計		37	
					なら類	用材	22～30	37	18.40	
							小計		37	
					用材計			2,966	3,866.16	
					小径木(針)	チップ等		382	213.04	
					小径木(広)	チップ等		569	77.09	
					小径木計			951	290.13	
合計				9.24				3,917	4,156.29	
					(N枝条)				(616.65)	(調査方法) 樹種、材積の調査方法 は、標準地調査法による。
					(L枝条)				(17.34)	
					(枝条計)				(633.99)	

令和8年度 立木公売箇所位置図

山梨県 南都留郡鳴沢村 大字鳴沢 字富士山 恩賜県有財産 第427林班い11小班内

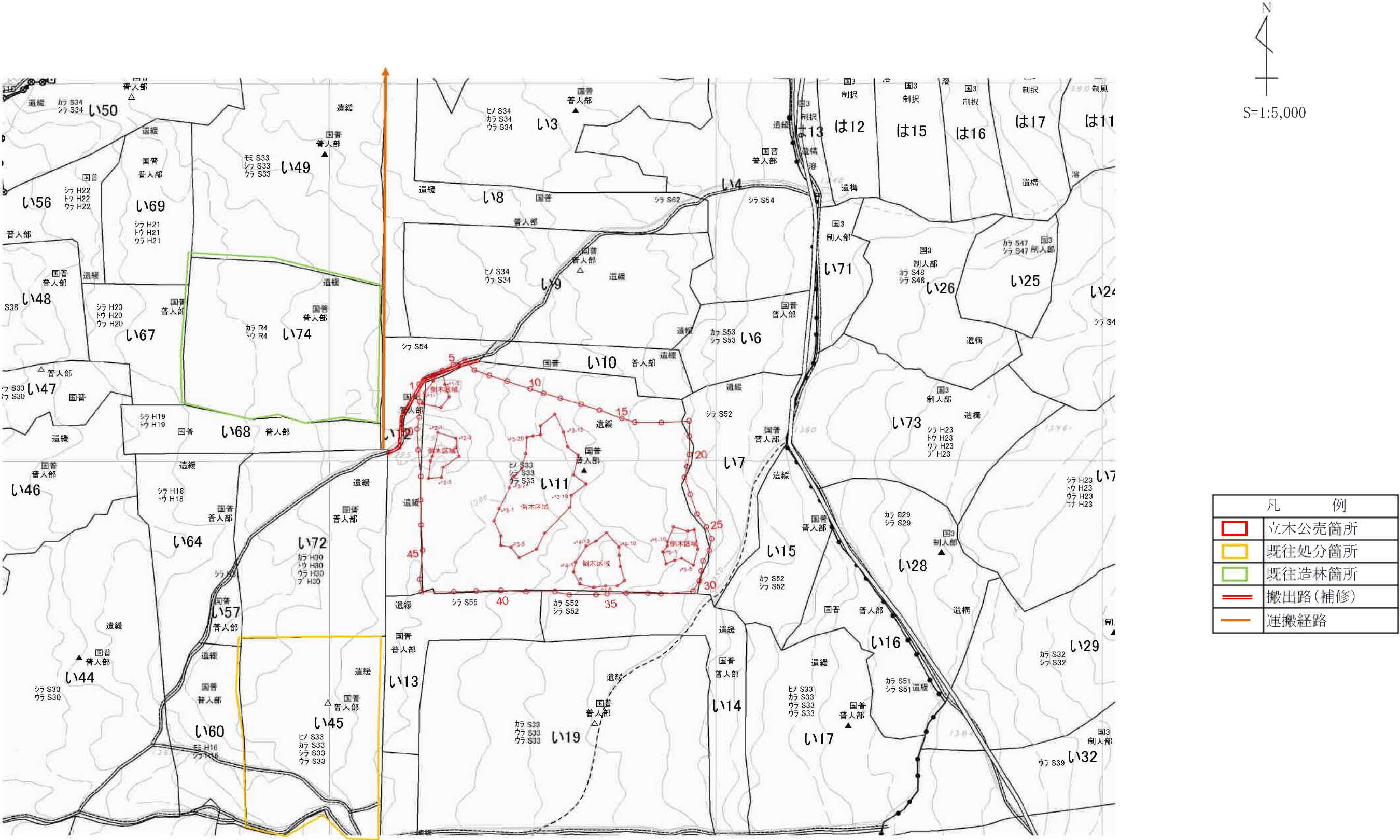


凡 例	
	立木公売箇所
	既往処分箇所
	既往造林箇所
	運搬経路

令和8年度 立木公売箇所位置図

山梨県 南都留郡鳴沢村 大字鳴沢 字富士山 恩賜県有財産 第427林班い11小班内

富士・東部事業区 実測面積 9.24 ha



第8回（11月分）販売物件明細書（立木の部）

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級 区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間 備 考
峡南	303	富士川町 九杣田和	115 り8	1.23	ひのき	用材	16～20	73	19.93	搬出期間 12ヶ月 一般林 水源かん養保安林 68年生 人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、 伐採法面の崩落防止、表 土の流出防止等、林地保 全に十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ずること。 2 集材路を作設する場合 や、土場・集材機等を設置 又は利用する場合は、関 係法令及び関係機関並び に関係者(以下「関係機関 等」という。)の指示又は協 議に基づき、必要な申請 を行い、許可を得た後に 実施すること。 3 既設林道、作業道等を 使用する場合は、関係機 関等の指示又は協議に基 づき、必要な申請を行い、 許可を得た後に使用する こと。 4 集材路、土場、集材線 及び集材機の設置場所、 枝条及び残材の処理方法 については、事前に林務 環境事務所の承認を受け ること。
						〃	22～28	479	255.96	
						〃	30～42	282	291.39	
						小計		834	567.28	
					からまつ	用材	30～54	110	186.10	
						〃	56～58	12	40.10	
						小計		122	226.20	
					用材木計			956	793.48	
					小径木(針)	チップ等		172	38.50	
					小径木計			172	38.50	
合計				1.23				1,128	831.98	
					(N枝条) (枝条計)			(97.63) (97.63)	(調査方法) 樹種、材積の調査方法は、 標準地調査法による。	

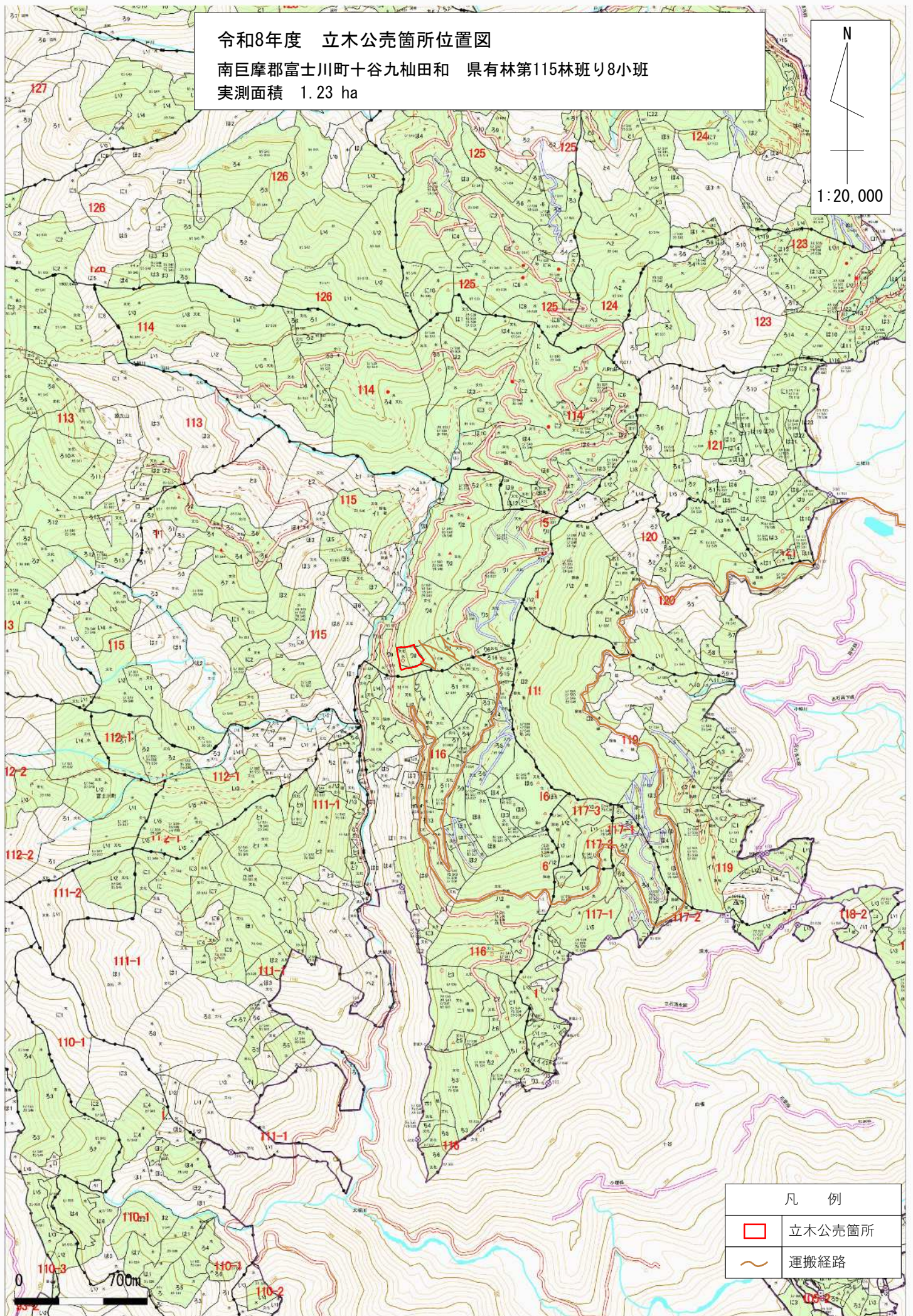
令和8年度 立木公売箇所位置図

南巨摩郡富士川町十谷九杣田和 県有林第115林班り8小班

実測面積 1.23 ha

N

1:20,000



凡 例



立木公売箇所



運搬経路

令和8年度 立木公売箇所位置図

南巨摩郡富士川町十谷九杣田和 県有林第115林班り8小班

実測面積 1.23 ha

